

工場等の土地取得・設備投資を支援する融資制度

県内に工場・研究所・情報通信関連事業所等を新設・増設・移転する企業の方に取扱金融機関を通じて、低利の資金を融資します。

- 工業立地促進資金融資制度（土地取得資金）
- 企業立地資金貸付制度（建物・設備取得資金）

1 取扱銀行等

県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行及び商工組合中央金庫

2 融資対象

土地取得資金	建物・設備取得資金
(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の条件を満たす企業であること。 (1)工場等（製造業又はソフトウェア業の用に供する建物、試験研究施設、TBTに新設する事業所等）の新設・増設・移転 (2)情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）の新設・移転 (3)立地場所が工場適地、農工団地、所在市町村の工業振興政策及び土地利用計画等に適合する地区であること。 (4) 早期の建設及び建設後の円滑な操業等が見込まれるもの（用地取得後概ね5年以内の操業を前提としたもの）であること。	(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の要件を満たすこと。 (1)工場（製造業又はソフトウェアの開発に供される建物）・試験研究所等の新設・増設・移転 (2)情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）の新設・移転 (3)原則として中小企業 (4)新規雇用者5人以上（うち発電用施設周辺地域の住民を2割以上含むこと） ※発電用施設周辺地域 仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、大和町、富谷町、加美町、色麻町、女川町
①コールセンターの場合は、専用回線の設置、開設時オペレーター 20席以上 ②データセンターの場合は、専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託	

3 利率及び融資限度額

土地取得資金	建物・設備取得資金
年利 1.50%（固定） 用地取得費の80%以内で、かつ、5億円以内（知事が必要と認める場合は10億円以内）	年利 1.50%（固定） 融資対象事業費の80%以内で、かつ、5億円以内（知事が必要と認める場合は10億円以内）

4 担保、保証人、信用保証等

取扱銀行等にご相談ください。

5 融資期間及び返済方法

15年以内（据置期間2年以内を含む。） 原則として割賦返済

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課 企業誘致第一班 e-mail : invest@pref.miyagi.jp
 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2732

工場等の立地・増設を支援する奨励金制度

県内に工場等を新設・増設する企業に奨励金を交付します。

1 みやぎ企業立地奨励金

○交付対象企業

(1)投下固定資産奨励金（次の①及び②の要件をどちらも満たすこと）

- ①投下固定資産額（土地を除く不動産、償却資産）が1億円（過疎地等は5,000万円）以上のもの
- ※家屋や償却資産等の賃借料のうち、1年目の賃借料の1／3も投下固定資産額に算定します。
- ②工場等の新設・増設に伴う新規雇用者（雇用期間の定めのない者に限る）が3人以上のもの

(2)本社立地奨励金（次の①及び②の要件をどちらも満たすこと）

- ①新たに宮城県に本社を立地するもの
- ②当課固定資産額が100億円を超えるもので、かつ新規雇用者が300人以上のもの

(3)新規雇用奨励金

新規雇用者が20人を超えるもの

※工場等とは、①製造業に係る工場又は研究所、②道路貨物運送業、倉庫業、こん包業若しくは卸売業に係る物流拠点施設（②は新規雇用者が20人以上であるものに限る。）をいいます。

※投下固定資産額とは、固定資産課税台帳に登録された工場等を構成する固定資産（土地を除く。）の固定資産税の課税標準額又は取得額のいずれか低い方の額の合計金額をいいます。

○交付額算定基準及び交付限度額

(1)投下固定資産奨励金

- ①企業立地促進法に基づく同意基本計画により定められた集積区域において集積業種の工場等が新設された場合

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率	奨励金交付限度額
ア	100億円以上	300人以上	投下固定資産額×10%	40億円
イ	50億円以上	100人以上	投下固定資産額×10%	20億円
ウ	20億円以上	50人以上	投下固定資産額×10%	10億円
エ	1億円以上	20人以上	投下固定資産額×7%	7億円
オ	1億円以上	3人以上	投下固定資産額×3.5%	3億5,000万

※「集積業種」とは、企業立地促進法に基づき国の同意を得た基本計画において産業集積に取り組む業種としたもので、本県では「自動車関連産業」、「高度電子機械産業」及び「食品関連産業」を対象としています。

※平成23年東北地方太平洋沖地震発生の日以降に本県への工場等の立地を決定し、宮城県の産業復興に大きく寄与すると認められる企業で、投下固定資産奨励金の交付額が別表①のア、イ、ウに該当する場合は、「みやぎ復興支援加算」として、同表の奨励金交付率に5ポイント上乗せします。

② ①以外の場合

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率	奨励金交付限度額
カ	1億円以上	20人以上	投下固定資産額×5%	5億円
キ	1億円以上	3人以上	投下固定資産額×2.5%	2億5,000万

(2)本社立地奨励金

投下固定資産額×1%(交付限度額4億円)

(3)新規雇用奨励金 ((1)の投下固定資産奨励金と重複して交付を受けることはできません)

・新規雇用が20人を超える場合 21人目から1人につき10万円

・限度額1,000万円

・操業6ヶ月経過後の新規雇用者数に応じて交付

○交付時期

(1)投下固定資産奨励金

操業の翌年度以降となります。

(2)本社立地奨励金

本社立地の翌年度以降となります。

(3)新規雇用奨励金

操業6ヶ月経過以降となります。

2 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

○交付対象地域

石巻市、女川町

○交付対象要件

次のすべてに該当すること。

イ 企業立地 新設：電力会社との受給契約に基づき電気の供給を開始していること。
増設：電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること。
(ただし、電気の契約形態が臨時的なものでないこと。)

ロ 電気料金 電気料金の支払いを終えていること。

ハ 雇用 雇用保険の一般被保険者が3人以上増加すること。

○交付額

一定の算定方法により、支払電気料金の約25%から50%相当を交付する。

また、製造業等で一定の要件を満たす場合は、特例加算として、地域及び雇用者数に応じて下記の内容により加算を行う。

(1)原子力立地地域(女川町)

加算額：新規雇用者数×30万円

限度額：増加した契約電力に係る支払電気料金の100%相当

(2)隣接地域(旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町)

加算額：新規雇用者数×15万円

限度額：増加した契約電力に係る支払電気料金の75%相当

(3)新隣接地域(旧河南町、旧桃生町、旧北上町)

加算額：新規雇用者数×15万円

限度額：増加した契約電力に係る支払電気料金の50%相当

○期 間

初回申請時より8年間

○申請先

財団法人電源地域振興センター

***** お問い合わせ・相談窓口 *****

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課 企業誘致第一班 e-mail: invest@pref.miyagi.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階 TEL 022-211-2732